

令和4年1月20日

新宿区内の認可保育園及び認定こども園等に
児童が在籍する保護者の勤務先の事業者の皆様

新宿区長 吉住 健一

認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務 についてお願い

政府は、この間の新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新宿区を含む東京都を、
まん延防止等重点措置を実施すべき区域として指定しました。

新宿区では、区内での感染拡大が急速に進んでいることを踏まえ、保育園等での感染拡大のリスクを抑えることを目的として、区内の認可保育園及び認定こども園等に児童が在籍する保護者の皆さんに対して、**令和4年1月21日から令和4年2月13日まで**（延長する場合があります。）、可能な場合にはご家庭での保育を要請しています。

事業者の皆様におかれましては、『[小学校休業等対応助成金](#)』制度等を活用するなど、新宿区内の認可保育園等に在籍する児童の保護者の勤務（特別休暇、在宅勤務、時短・時差出勤等）について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【問合せ先】

新宿区子ども家庭部保育課運営係

TEL 03-5273-4525

FAX 03-3209-2795